

# 成年後見制度利用支援事業

－報酬助成対象者の拡大について－

岡山市では、成年被後見人等（成年被後見人、被保佐人、被補助人）の収入や資産等の状況から、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）に対する報酬を負担することが困難な場合に、報酬の助成を行っており、これまで報酬助成の対象を岡山市長が後見等開始を家庭裁判所に申し立てした事案に限定していました。

令和3年4月1日より、対象要件を拡大し、市長申立以外の事案についても対象とします。（市長申立以外の事案は、令和3年4月1日以降に家庭裁判所から報酬付与の審判があったもののうち、令和2年2月1日以降の職務にかかるものが対象）

ただし、成年被後見人等の配偶者、又は、4親等内の親族が成年後見人等である場合は助成対象になりません。



## ○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

## ○利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する事業です。

## ○市長申立

成年後見制度の利用が必要な状況であるが、本人や親族による申立てが困難な場合など、特に必要があるときは市長が申し立てできます。

## ○報酬付与の審判

成年後見人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬額を成年被後見人等の財産から受け取ることができます。家庭裁判所の許可なく成年被後見人等の財産から報酬を受け取ることはできません。

# 1. 助成対象者

市長申立以外の事案についても以下の要件を満たせば、報酬助成の対象になります。



次の①～④のいずれかに該当する者（※を除く）

|  | 状 況   |
|--|---|
| ①生活保護  | 本市から受給（生活保護法に基づく保護）   |
| ②中国残留邦人等   | 本市から受給（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付） |
| ③住民票<br><br>市内の場合<br>ア～ウのすべてを満たす<br><br>市外の場合<br>ア～ウのすべてを満たし、かつ、エ～カのいずれかにかかる本市の該当者 | ア 収入 単身 <b>150万円</b> 以下（世帯員1人につき <b>50万円</b> 増）                     |
|  | イ 資産 単身 <b>150万円</b> 以下（世帯員1人につき <b>50万円</b> 増）                     |
|  | ウ 負担能力のある者に扶養されていない（「負担能力のある」とは、市民税が課税されていること）                      |
|  | エ 介護保険法に基づく住所地特例  |
|  | オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等を受給（同法第19条又は第52条）           |
|  | カ 措置入所（老人福祉法第11条又は知的障害者福祉法第16条）                                     |
| ④その他   | 市長が必要と認める者  |

※③住民票が市内であっても、他市でエ～カの該当者となっている場合は助成対象になりません。  
成年被後見人等の配偶者、又は、4親等内の親族が成年後見人等である場合は助成対象になりません。

## 2. 対象要件拡大時期

対象要件の拡大は、令和3年4月1日から適用します。

市長申立以外の事案については、令和3年4月1日以降に報酬付与の審判があったもののうち、令和2年2月1日以降の職務にかかるものが、「1. 助成対象者」の要件も満たせば報酬助成の対象になります。

令和3年4月1日から  
対象要件を拡大します。



## 3. 助成費用

助成費用は、家庭裁判所による報酬付与の審判において決定した報酬額です。ただし、以下の上限額を超えた部分については、助成されません。

| 区 分                  | 上限額       |
|----------------------|-----------|
| 成年被後見人等が在宅で生活している場合  | 月額28,000円 |
| 成年被後見人等が施設等に入所している場合 | 月額18,000円 |

※同一の月に在宅期間と施設等への入所期間が混在する場合、在宅として取り扱います。

## 4. 提出書類

| 提出書類   | 生活保護      | 中国残留 | 低所得 |
|--|-----------|------|-----|
| 岡山市成年後見制度利用助成金支給申請書（様式第1号） <b>様式変更</b>                   | ○         | ○    | ○   |
| 報酬付与の審判の決定通知書の写し<br>（初回申請時は、併せて後見人等であることを証明する登記事項証明書の写し） | ○         | ○    | ○   |
| 家庭裁判所に提出した財産目録及び収支予定表の写し                                 | ○         | ○    | ○   |
| 現況報告書（様式第2号） <b>様式追加</b>                                 | ○         | ○    | ○   |
| 保護決定通知書又は生活保護費支給通知書の写し                                   | ○         |      |     |
| 本人確認証の写し   |           | ○    |     |
| 収入、資産が分かる書類（通帳、年金振込通知書の写し等）                              |           |      | ○   |
| 被後見人等の扶養者がいる場合、扶養者が市民税非課税であることが分かる書類の写し<br>（非課税証明書の写し等）  |           |      | ○   |
| その他（「1. 助成対象者」エ～カの該当者である場合、そのことを証する書類の写し等）               | △（状況に応じて） |      |     |

## 5. 申請・問い合わせ先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館 4階

岡山市 保健福祉局 保健福祉部 福祉援護課 管理係

TEL：086-803-1216

FAX：086-803-1870

E-mail：fukushiengo@city.okayama.lg.jp

申請書の様式等は、市ホームページ

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000012394.html>でダウンロードできます。

